

2025年4月1日

各 位



株式会社タカショー
代表取締役社長 高岡 伸夫

クリーンウッド法の対応について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
さて、弊社では表題の件につきまして、下記の通り実施させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

【クリーンウッド法について】

クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）は2017年5月20日に施行（2025年4月1日に改正）となりました。

クリーンウッド法は伐採国で合法に伐採された木材等の流通を促進することで、国際的な問題となっている木材の違法伐採を抑制するための法律です。

※詳しい情報は（一社）日本建材・住宅設備産業協会 HP からご確認ください。 <http://www.kensankyo.org/cleanwood.pdf>

※詳しい情報は 林野庁のクリーンウッド法に関する情報提供 HP「クリーンウッド・ナビ」 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/> からご確認ください。

【クリーンウッド法に基づく合法性に関する表記について】

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称：クリーンウッド法）第六条第一項及び「木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」第四条第二項に定められた合法性の確認に関して、タカショーにおいて実施した結果は次の通りとなります。

製品	合法性に関する表記	表記の説明
木材	クリーンウッド法 合法性確認済	クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の「木材」に該当し、法令に基づく「合法性確認木材」である確認ができた製品です。
	改正法施行前木材	クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の「木材」に該当していますが、令和7年3月31日以前に譲り受けているため、改正後の同法に基づく合法性確認が不要である製品です。
	情報なし	クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の「木材」に該当していますが、法令に基づく「合法性確認木材等」の情報を得られていない木材を用いた製品です。

木材等 (家具・紙等の 物品)	クリーンウッド法 合法性確認済	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法令に基づく「合法性確認木材等」である確認ができた製品です。
	改正法施行前木材等	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当していますが、令和7年3月31日以前に譲り受けているため、改正後の同法に基づく合法性確認が不要である製品です。
	情報なし	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当していますが、法令に基づく「合法性確認木材等」の情報を得られていない木材等を用いた製品です。
木材・木材等に 該当しない 対象外の製品	対象外	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材」、「木材等」に該当しない製品です。

【クリーンウッド法の対象となるタカショーの製品】

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称：クリーンウッド法)第六条第一項及び「木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」第四条第二項に定められた合法性の確認に関して、タカショーにおいて実施した結果、下表の製品分類が対象となります。

対象製品リストについては、弊社 HP 内にて掲載しております。

(対象商品リスト https://takasho.co.jp/cms/img/layer_2/csr/takasho_cleanwood.pdf)

クリーンウッド法の対象製品分類表

製品	クリーンウッド法 対象物品名	タカショー 製品分類	クリーンウッド法に基づく 合法性に関する表記
木材	のこくず・木くず、 チップ及び小片 (くい等粗材)	杭・組木	対象製品リスト ※上記 URL 参照
木材 等	椅子 机 棚	家具(ファニチャー) 主たる部材に木材を使用したもの	
	収納用什器	展示用什器	

上記以外のタカショー製品はクリーンウッド法の「対象外※」です。

※クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材」、「木材等」に該当しない製品です。

以上